

第 2 2 回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和 7 年 4 月 2 1 日（月）【午前 1 0 時 0 0 分開会】

1. 開催日時 令和 7 年 4 月 2 1 日（月）午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 1 0 分

2. 開催場所 壬生町役場 1 0 1 会議室

3. 出席委員 8 人

会長 1 0 番 大橋 好一

会長職務代理者 8 番 琴寄 成人

委員 1 番 早乙女春香 2 番 安納 一雄 5 番 鯉沼 玲子 6 番 大関 孝男
7 番 葭葉 孝男 9 番 木野内佳代子

4. 参集推進委員

佐藤 達推進委員 大栗 京子推進委員

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の件について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

議案第 4 号 壬生町農用地利用集積等促進計画の件について

報告第 1 号 非農地証明願の件について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の件について

報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出の件について

報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出の件について

その他

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 今野大地

主任 田口梨沙 主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和7年4月21日（月）【午前10時00分開会】

●局長 定刻になりましたので、第22回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は8名で、高橋宏治委員、刀川正己委員より欠席の連絡をいただいております。また、佐藤 達推進委員、大栗京子推進委員にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 改めましておはようございます。このところ暑かったり寒かったりしております。また、ここにきて、春の農繁期と言いますか、間もなく田植えになるかと思いますが、お忙しい中で、皆様には体調には万全を期していただきたいと思っております。

また、報道では、米の概算金が全農で栃木県では1俵22,000円に達したということですが、半年前には既に24,000円、25,000円で売られていたということが現実であるかと思っております。本部長の話を聞きますと、今年はその場その場に応じて柔軟に価格を決めて集荷を進めていくということであります。全農で殆ど落札した備蓄米につきましても、なかなか出回らない状況であり、憂慮しておりますが、生産者としては、今年も昨年度と同じような相場であれば、生産に力を入れて取り組めるという思いもあります。産者も消費者も同じように考えていただければお互いのためになる事かと思っております。本日は審議事項が多くありますが、皆様のご協力をいただきまして、慎重に審議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

●局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長 それでは、6番 大関孝男委員、7番 葭葉孝男委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記は、事務局職員の 今野局長補佐を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____（西部） 自作地 17畝

譲受人 _____（北原） 自作地 132畝 借受地 620畝
（土地の表示）

壬生町大字羽生田字 _____ 田 1735㎡

壬生町大字羽生田字 _____ 田 33㎡

合計 1768㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働2人

なお、第1項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農作業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

去る4月13日に私と早乙女春香農業委員、高山ゆき子推進委員と、譲受人の _____氏立会いのもと、現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。以上ご報告いたします。

(質問意見なし)

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

第 1 項

譲受人 _____ (助谷原)

(土地の表示)

壬生町大字中泉字 田 7 1 4 m²

合計 5 5 5 6 m²

作業所敷地 売買による所有権移転

第2項

譲受人 有限会社

代表取締役 (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字北小林字_____ 畑 600 m²

駐車場敷地 売買による所有権移転

第3項

譲渡人 _____ (上田)

譲受人 _____ 合同会社

代表社員 _____

職務執行者 _____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字上田字_____ 畑 1076 m²

太陽光発電設備用地 売買による所有権移転

第4項

賃貸人 _____ (福和田)

賃借人 有限会社_____

代表取締役 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字_____ 畑 1100 m²

壬生町大字福和田字_____ 畑 952 m²

壬生町大字福和田字_____ 畑 1160 m²

壬生町大字福和田字_____ 畑 1259 m²

壬生町大字福和田字_____ 畑 2333 m²

合計 6804 m²

園芸用土の採取 3年間の賃借権の設定

第5項

賃貸人 _____ (台宿)

賃借人 有限会社_____

代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字_____	畑	1 8 4 6 m ²
壬生町大字助谷字_____	畑	1 0 0 4 m ²
	合計	2 8 5 0 m ²

園芸用土の採取 1年間の賃借権の設定

第6項

賃貸人 _____ (助谷)
 _____ (助谷)

賃借人 有限会社_____ (壬生町)
 取締役 _____

(土地の表示)

壬生町大字助谷字_____	畑	1 7 0 2 m ²
壬生町大字助谷字_____	畑	3 3 7 m ²
壬生町大字助谷字_____	畑	5 6 m ²
壬生町大字助谷字_____	畑	1 4 4 2 m ²
	合計	3 5 3 7 m ²

園芸用土の採取 2年間の賃借権の設定

第7項

譲渡人 _____ (三好町)

譲受人 _____ (三好町)

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字_____	畑	3 4 m ²
壬生町大字壬生甲字_____	畑	2 5 7 m ²
壬生町大字壬生甲字_____	畑	1 1 3 m ²
	合計	4 0 4 m ²

駐車場敷地 売買による所有権移転

第8項

譲渡人 _____ (下町)

譲受人 _____ (落合)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字_____	畑	5 6 6 m ²
---------------	---	----------------------

車両置場 売買による所有権移転

第9項

譲渡人 _____ (安塚一)

譲受人 _____ (落合)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字 _____ 畑 9 6 m²

車両置場 売買による所有権移転

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る4月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 1番 早乙女 春香 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る4月15日火曜日に、私と大橋好一会長、高橋宏治委員、佐藤 達推進委員、大栗京子推進委員、岡 洋子事務局長、今野大地局長補佐、松本ひなた主任の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北東に約500メートルのところに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は_____内で赤玉土等の採掘・加工・販売を行っている法人です。現在の作業所が、_____の_____区画内にあることから、移転することとなりました。現存する各作業施設と近く、管理運営が容易であること、現作業所と同程度の面積であることを踏まえ、申請地が選定されました。

事業資金_____円は、_____からの_____補償費で対応するため、補償費金額提示書が添付されております。

以上のことから、第2種農地ではありますが、代替性の検討を行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、

調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、4月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件について報告します。

申請地は、_____から南東へ約500mのところに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は_____内で建具業及び住宅建材販売施工業を行っている法人です。現在、会社近隣の土地を駐車場として借りていますが、返却することになり、新たな駐車場敷地が必要となりました。新たな敷地として車両出入り等の利便性を考慮し、会社隣接地である申請地が選定されました。

事業資金約_____円は、自己資金で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、既存の施設の面積の2分の1を超えない拡張であることから、不許可の例外に該当し、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員(3項案件について報告)

次に第3項案件について報告します。

申請地は、_____から南へ約500mのところに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画は、パネル140枚、パワーコンディショナー10台を設置し、総発電出力は82.60kw、想定売電単価は_____円となっております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地が選定されました。

事業資金_____円は、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員（4項案件について報告）

次に第4項案件について報告します。

申請地は、_____から西へ約850mのところに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は赤玉土・鹿沼土の採取、販売を生業としております。赤玉土・鹿沼土採取のため、隣接地から保安距離を東側1.5m、西側、北側1m、南側2mを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは0.8mを予定しております。埋戻用土は県内公共工事の発生土を予定しております。

事業資金約_____円は、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、赤玉土・鹿沼土の採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案

件については、４月２８日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第５項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 １番 早乙女 春香 委員

●１番 早乙女 春香 委員（５項案件について報告）

次に第５項案件について報告します。

申請地は、_____から北西へ約１００ｍのところに位置しており、第１種農地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土の採取、販売を生業としております。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を東側、西側、南側は２ｍ、北側は１ｍを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削に深さは最大２．５ｍを予定しております。埋戻用土は自社置場にストックされている用土の使用を予定しております。

事業資金_____円は、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第１種農地ではありますが、赤玉土・鹿沼土の採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第２号第５項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第２号第５項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第６項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願い

いたします。

○議長 1 番 早乙女 春香 委員

● 1 番 早乙女 春香 委員（6 項案件について報告）

次に第 6 項案件について報告します。

申請地は、_____から東へ約 3 5 0 m のところに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は赤玉土・鹿沼土の採取、販売を生業としております。赤玉土・鹿沼土採取のため、隣接地から保安距離を東側、西側、南側は 2 m、北側は 1 m を確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは最大 2 m を予定しております。埋戻用土は自社置場にストックされている用土の使用を予定しております。

事業資金_____円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、赤玉土・鹿沼土の採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 2 号第 6 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第 2 号第 6 項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、4 月 2 8 日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第 7 項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1 番 早乙女 春香 委員

● 1 番 早乙女 春香 委員（7 項案件について報告）

次に第 7 項案件について報告します。

申請地は、_____から北東へ約 3 0 0 m のところに位置しており、第 3 種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は現在、自宅駐車場に家族とともに 4 台の車を駐車していますが、手狭な状況であり、また、_____等があり、勤務時間帯にばらつきがあるため、車の出し入れが思うようにいかないことから、新たに駐車場敷地を確保する申請となります。土地の選定は自宅に近く、車の出し入れがしやすいことを考慮し、申請地が選定されました。事業資金_____円は、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第 3 種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 2 号第 7 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第 2 号第 7 項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第 8 項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1 番 早乙女 春香 委員

● 1 番 早乙女 春香 委員（8 項案件について報告）

次に第 8 項案件について報告します。

申請地は、_____から北西に約300mのところに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は自動車販売・レンタカー業を営んでおります。現在、申請隣接地を車両置場として利用しておりますが、事業拡大を計画しており、現在の事業所では手狭となるため、敷地拡大のための申請となります。事業資金_____円は、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、既存の施設の面積の2分の1を超えない拡張であることから、不許可の例外に該当し、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第8項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第9項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員 (9項案件について報告)

次に第9項案件について報告します。

申請地は、_____から北西に約300mのところに位置しており、第1種農地に該当します。

本案件は、第__項案件と同一事業となっているため、事業計画につきましては、第__項案件と同じになります。事業資金_____円は、自己資金で対応するため、

金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地であります。既存の施設の面積の2分の1を超えない拡張であることから、不許可の例外に該当し、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第9項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」ご説明します。

第1項

賃貸人 _____ (東原)

賃借人 有限会社 _____
代表取締役 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字 _____	畑	1 3 2 0 3 m ² のうち
		8 1 7 9 . 8 9 m ²
壬生町大字福和田字 _____	畑	1 7 8 9 m ²

14992㎡のうち
採取面積計9968.89㎡

園芸用土採取を目的として令和6年4月26日付で一時転用の許可を受けておりますが、今回、令和8年8月25日までの1年間の許可期間の延長を目的とした事業計画の変更申請となっております。

説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る4月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について調査委員長の 1番 早乙女 春香 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 1番 早乙女 春香 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ4月15日火曜日に、同じメンバーで調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

本案件については、転用目的が園芸用土採取で許可を受けていたものを、令和8年4月25日まで許可期限を延長するものです。期間延長の理由については、赤玉土、鹿沼土の品質が想定していたものより悪く、販売先に計画的に受け入れてもらえなかったため、埋戻しの時間が確保できなくなったためです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第4号「壬生町農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（今野農地調整係長）

それでは議案第4号「壬生町農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、町が農地中間管理機構へ提出する農用地利用集積等促進計画に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、議案のとおり計画を実施することについて意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書7ページ、使用貸借権分について、記載のとおり申請が9件、面積合計が16,691㎡となっております。

次に議案書8ページから10ページ、賃貸借権分について、記載のとおり申請が17件、面積合計が90,311㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積等促進計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積等促進計画の件について」について、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積等促進計画の件につ

いて」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の11ページのとおり5件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、担当地区委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 木野内 佳代子 委員（1項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。3月に、私と高山ゆき子推進委員とともに現地を確認してまいりました。かなり以前から、この農地は篠竹が生えて、問題になっていた所でしたが、非農地証明が出たことで、今後、竹等を伐採することになるようです。

以上です。

○議長 ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 それでは、私から質問させていただきます。

先ほど、以前に土地を売買したということでしたが、土地を買った方はこの近くの方ではないのですか。

●9番 木野内 佳代子 委員

自分が子供だった頃の話なのですが、農地を持っていない方だったので、本来農地を買う資格のない____会社で、開発の話があった時に売買したようですが、所有権移転の手続きが出来ず、登記名義はそのままだったようなのです。

○議長 その他、何かございますか。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件について、地区担当委員の方から結果報告をお願いいたします。

●2番 安納 一雄 委員 (2項案件について報告)

報告第1号 非農地証明願の第2項の件について説明いたします。3月22日に、私と大橋 肇推進委員、所有者の_____氏の立会いのもと、現地確認をしてみました。現地は_____より北に約100mのところの位置し、記載のとおり大正時代から宅地の入り口として利用しており、税務課の課税台帳でも宅地として課税されておりましたことをご報告申し上げます。

○議長 それでは、ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に第3項案件について、地区担当委員の方から結果報告をお願いいたします。

●6番 大関 孝男 委員 (3項案件について報告)

報告第1号 非農地証明願の第3項の件について説明いたします。3月20日に、私と佐藤 達推進委員、土地家屋調査士の____氏の立会いのもと、現地確認をしてみました。20年以上前から宅地として利用していることを確認いたしました。以上になります。

○議長 それでは、ただいまの3項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 次に第4項案件について、地区担当委員の方から結果報告をお願いいたします。

● 2 番 安納 一雄 委員（4 項案件について報告）

報告第 1 号 非農地証明願の第 4 項の件について説明いたします。3 月 2 5 日に、私と大橋 肇推進委員、所有者の_____氏の次男の方の立会いのもと、現地確認をしてまいりました。現地は_____の北側に位置し、昭和 4 0 年代に、_____工場が出来て工場敷地となっていたましたが、その後、工場が解体され、現在雑種地となっております。また、当時の航空写真等も確認し、現地が非農地であることを確認してまいりましたことを報告いたします。

○議長 それでは、ただいまの 4 項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第 1 号第 4 項を終わります。

○議長 次に第 5 項案件について、地区担当委員の方から結果報告をお願いいたします。

● 8 番 琴寄 成人 委員（5 項案件について報告）

報告第 1 号 非農地証明願の第 5 項の件について説明いたします。4 月 4 日に、私と早乙女和弘推進委員、願出人の_____氏、行政書士の立会いのもと、現地確認をしてまいりました。5 0 年以上前から農業用施設を建て、宅地として利用していることを確認してまいりましたことを報告いたします。以上になります。

○議長 それでは、ただいまの 5 項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第 1 号第 5 項を終わります。

○議長 次に報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

● 局長 記載のとおり報告

報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出の件について」は、議案書

の 12 ページから 13 ページのとおり 7 件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第 2 号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第 2 号を終わります。

○議長 次に報告第 3 号「農地法第 4 条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第 3 号「農地法第 4 条の規定による届出の件について」は、議案書の 14 ページのとおり 1 件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第 3 号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第 3 号は終わります。

○議長 次に報告第 4 号「農地法第 5 条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第 4 号「農地法第 5 条の規定による届出の件について」は、議案書の 15 ページのとおり 4 件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容

については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長　ただいまの報告第４号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長　発言が無いようですので、以上で報告第４号は終わります。

○議長　その他に何かございますか。

（意見なし）

○議長　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第２２回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前 11 時 10 分閉会】

会 長 大 橋 好 一

6 番 大 関 孝 男

7 番 葭 葉 孝 男